

令和元年度生駒市人権施策審議会（第1回）会議録

日 時 令和元年11月8日（金） 午前9時30分～午前11時00分
場 所 生駒市役所4階 402会議室
出席者
委員 丹羽会長、山崎副会長、石倉委員、渋谷委員、石川委員、安田委員、山田委員、
芝下委員、山口委員
事務局 奥田市民部長、向田人権施策課長、西川人権施策課長補佐、塚崎人権施策係長、
華井人権施策係主査、古里人権文化センター所長、萩本男女共同参画プラザ所長
※会議公開（傍聴者数2名）

【会議の内容】

（事務局）＜開会、公開の了解＞＜議事録公開＞＜資料確認＞＜録音許可＞＜傍聴者報告及び傍聴許可確認＞

（各委員）＜了解＞

（会長）＜会長挨拶＞

（事務局）会議については、「生駒市人権施策審議会規則第5条第1項」により会長が進行

（会長）案件1「人権施策実施プログラムについて」、事務局から説明願う。

（事務局）＜案件1「人権施策実施プログラムについて」説明＞

・基本計画策定の趣旨、基本計画策定の方針、基本理念及び期間、事業件数及び新規事業・廃止事業等の変更点を中心に概要説明

（委員）No.3【青色回転灯つき公用車の配置】について、配置1台となっているが、生駒市は北・中・南と広いので、パトロールの実情は不足しているのでは。民間ボランティア団体の青パトも最近は活動を見かけないこともあり、台数を増やしてもらいたい。

（事務局）青パト車の運転には講習受講が必須でもあり、青パト車以外でも公用車を通じたパトロールを併せて実施している。教育委員会等とも協議して必要があれば検討したい。

（委員）No.10【いじめ対策会議】について、実績報告や事業計画について、「協議する。」のみ記載しているが、何を具体的に協議したのかわからない。

（会長）前年度までは、事業実績を記載するのだから、「協議する。」ではなく、「協議した。」になる。また、本来その協議結果を実績欄に記載すべき。

（事務局）表現については、訂正する。

（委員）No.72【「人権を確かめあう日」の集い】について、県内は11日開催で統一している。生駒市も11日開催に合わせないのか。

（事務局）11日が平日の場合、ずらして土日開催とした方が参加者も多くなるとの見解もあった。実施日については、参加者の予定も含め検討したい。

- (委員) No. 83【職員人権問題研修】、No. 85【人権問題研修(管理職員)(奈良県市長会・町村会主催)】について、H29年・H30年度に実施されていないが、計画があるのに実施しないのか。
- (事務局) 職員人権問題研修という項目では実施していないが、犯罪被害者等支援研修、LGBT等に関する研修など個別課題に関する研修を別項目で対象職員に実施している。
- (委員) 事業の内容が重複して記載されているのはなぜか。
- (事務局) 分野管理のため、分野毎にプログラムの実施件数を記載しているため、異なる分野で両方に関わる事業が重複している。重複件数は2ページに記載しているとおりで、110件となる。
- (委員) 廃止事業一覧の No. 14【「人権侵害の救済に関する法律」制定要求活動】について、奈良県下の他市は活動している。
- (事務局) 記録を遡ると2008年までは生駒市職員も東京まで出張して中央集会に参加していたが、2009年以降は参加していないことや人権三法が施行され一定の成果も見られたと判断して、プログラムからは一旦削除したが、今後は検討する。
- (委員) 他にも廃止事業一覧の No. 1【行政職員人権啓発初任者研修会】などが廃止されたのはなぜか。
- (事務局) 【人権教育講座(やまびこ)】(No. 29等)においても人権教育研修を実施しており、市職員も毎回人事課経由で研修として参加していることから、人事課単独での研修については見直しをさせていただいた。
- (委員) 廃止事業の No. 12等について、廃止理由の詳細を説明願う。
- (事務局) No. 12【国際化担当窓口の設置】については、基本は人権施策課が担当窓口になるが、外国語の通訳サポートをしていただく協力職員の体制も含めて再構築中であり、一旦取り下げた。
- (委員) 廃止ではなく、見直しを図っているという内容を記載するべきでは。
- (会長) 新規事業は、事業内容から実施する理由が分かるが、廃止事業は廃止する理由や今後の方針を記載するべき。
- (事務局) 次年度以降、検討させていただく。
- (委員) 学校でのネットいじめとSNSの問題について、取り組みが記載されていないので、来年度は考えてもらいたい。
- (事務局) プログラムには掲載できていないが、某中学校のPTA主催で、LINEの企業の方によるネットトラブルについての講演を実施された。NTTドコモと人権擁護委員による携帯教室も実施されたので、案内していきたい。また、教育委員会と連携して、次回以降はプログラムに反映する。
- (会長) 案件2「生駒市犯罪被害者等支援条例について」、事務局から説明願う。
- (事務局) <案件2「生駒市犯罪被害者等支援条例について」内容説明>
- ・条例の内容説明、実施状況の説明

(委員) 広報での周知は。

(事務局) 5月15日号の広報で周知し、5月28日には生駒駅前街頭啓発も行った。

(委員) 犯罪被害者給付金との関係は。

(事務局) 法律に基づく給付金の支給とは別に、条例に基づいて見舞金を給付する。

(委員) 被害者と加害者が親族関係の場合、児童虐待やDVは対象外になるのか。

(事務局) 公益社団法人なら犯罪被害者支援センターに相談したところ、国の支援法でも対象にできるので、内容に応じてケースバイケースで対応する。

(会長) 案件3「その他について」事務局から報告願う。

(事務局) <第46回奈良県人権・部落解放研究集会開催報告><差別事象についての報告>

<閉会>